

「東京都下水道局管きょ設計 CAD データ標準仕様（案）」に係る覚書

東京都下水道局（以下、甲という）と（以下、乙という）は、「東京都下水道局管きょ設計 CAD データ標準仕様（案）」（以下、標準仕様（案））について次の通り覚書を交わすものとする。

第1条（標準仕様（案）の定義）

標準仕様（案）は、次の構成による。

- ・データ交換標準仕様定義
- ・管きょ設計 CAD 製図基準
- ・図面の簡素化
- ・図面の簡素化に関する運用ガイドライン

第2条（標準仕様（案）の利用許諾）

1. 甲は、乙に対し、本覚書に定める条件に従い標準仕様（案）の利用を許諾する。
2. 甲は、乙に対し、標準仕様（案）の利用を無償により許諾する。

第3条（利用許諾の内容）

1. 乙は、標準仕様（案）に則って CAD ソフトウェアを開発することができる。
2. 乙は、標準仕様（案）に則って開発された旨を明記の上、独自開発 CAD ソフトウェアを自らの名義で複製、頒布、貸与、配布し、独自開発に係る対価を受けとることができる。
3. 標準仕様（案）が改訂された場合には、甲は直ちに乙に通知し、乙は速やかに標準仕様（案）の改訂に沿うよう CAD ソフトウェアのバージョンアップを行う。

第4条（利用許諾の期間）

1. 標準仕様（案）に則った CAD ソフトウェアの開発が完了するまでとする。
2. 乙は、標準仕様（案）の利用許諾終了後、速やかに甲に返却するものとする。

第5条（著作権等）

標準仕様（案）に係る権利はすべて甲に帰属する。

第6条（禁止事項）

乙は、標準仕様（案）を複製、改変、頒布、貸与、配布してはならない。

第7条（無保証）

1. 甲は、乙が標準仕様（案）に則って開発した CAD ソフトウェアから得られた結果に対して、保証するものではない。
2. 乙が、標準仕様（案）に則って CAD ソフトウェアの開発ができなかったとしても甲は一切の責任を負わないものとする。

第8条（利用中止）

1. 標準仕様（案）は、甲の事情により、仕様の一部又は全部の利用を中止する場合がある。
2. 乙が、本覚書に定める事項の一つでも違反した場合には、甲は何らの事前の通知を行うことなく本覚書を破棄し、乙の CAD ソフトウェアの開発について中止を求める事ができる。
3. 乙が、標準仕様（案）に則った CAD ソフトウェアの開発を中止した場合には、貸与された標準仕様（案）を速やかに甲に返却するものとする。

第9条（その他）

本覚書に定めがない事項または疑義が生じた場合には、甲乙の協議により解決するものとする。

本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、各自記名押印のうえ甲乙1通を保有する。

令和 年 月 日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都公営企業管理者
下水道局長 印

住所
乙 会社名
代表取締役 印